

おくやみハンドブック

滝沢市

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

滝沢市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

滝沢市役所 019-684-2111（代表）

事前準備について

滝沢市役所で各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」を確認してください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、滝沢市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの (年金手帳及び年金証書)**
- 国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等**

※国民健康保険の世帯主が亡くなされた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等

※亡くなられた方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの (葬祭の領収書、会葬礼状など)

- 介護保険被保険者証**

- 医療費受給者証**

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

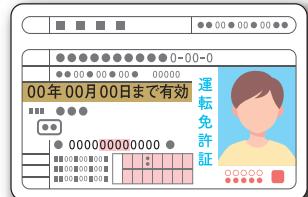
- 1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格確認書等、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/> 死亡届(全員が必要な手続き)	P.5-6
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、通知カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた	P.8-9
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入していた	P.10-11
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/> 厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/> 共済年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/> 農業者年金に加入または受給していた	
税金	<input type="checkbox"/> 市税の納付が済んでいない	P.14
	<input type="checkbox"/> 市民税が課税されていた	P.15
	<input type="checkbox"/> 固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.16
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護	<input type="checkbox"/> 65歳以上または介護認定を受けていた	P.18
	<input type="checkbox"/> 介護認定の申請中だった(認定結果が出でない)	
	<input type="checkbox"/> 介護保険料を納付または年金から天引きされていた	P.19
	<input type="checkbox"/> 家族介護用品(紙おむつ)の支給を受けていた	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度を利用していた	P.23

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉（障がい）	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費受給者証を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー助成券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成を受けていた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証を交付されていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	未熟児養育医療券を交付されていた	P.30
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	公共下水道に接続し、自家水を使用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	公共下水道事業受益者負担金（分担金）を納付中であった	
土地	<input type="checkbox"/>	農地を相続した	P.33
	<input type="checkbox"/>	農地の貸借をしていた	
	<input type="checkbox"/>	道路の占用許可を受けていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	河川用地または水路用地の占用許可を受けていた	
家屋	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.35
	<input type="checkbox"/>	空き家を管理、利活用したい	P.36
その他	<input type="checkbox"/>	火葬場使用料が3万円を超えた	P.37
	<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録をしていた	

1. 住民登録に関する手続き

死亡届（全員が必要な手続き）

手続き 死亡届の提出

手続き詳細	期 限
火葬場を予約の上、死亡届を市民課窓口に提出してください。届出に基づき、火葬許可証を交付します。 亡くなられた方の本籍地、死亡地、届出人の所在地の市区町村窓口に届出できます。 ◇滝沢市に届出する場合 【平日（午前8時30分から午後5時まで）】 市役所1階 市民課 【夜間・休日】 市役所1階 夜間休日窓口	死亡を知った日から7日以内
必要なもの	問い合わせ先
□ 死亡届 ※届出用紙は右半面の死亡診断書を医師が証明の上、病院などから交付されます。	市民課 ☎ 019-656-6511

◇死亡の記載がされた戸籍（除籍）謄本の請求について

亡くなられた方の手続きでは『死亡がわかる戸籍謄本』や『出生から死亡までの連続した戸籍謄本』などの提出を求められることがあります。提出先で、手続きに必要な戸籍の範囲を確認してください。

なお、戸籍に死亡の記載がされるまでにはおおむね次の日数がかかります。

- ・本籍地に死亡届出をした場合 → 10日
- ・本籍地以外に死亡届出をした場合 → 3週間

※大型連休や年末年始を挟む場合、これより日数がかかることがあります。

【請求できる方】

- ・亡くなられた方の配偶者、直系親族（父母、子、孫など）
- ・上記の方の代理人※委任状が必要

※上記以外でも、相続人など委任状を必要としない正当な利害関係がある場合は個々にお話を伺いますので市民課にご相談ください。

【必要なもの】

- ・請求される方の本人確認書類
- ・委任状（代理人が請求する場合）

◇戸籍（除籍） 謄本の広域交付について

本籍地以外の全国の市区町村窓口でも戸籍（除籍）謄本が取得できます。

【請求できる方】

戸籍に記載されている方とその配偶者、直系親族（父母、子、孫など）

【必要なもの】

請求される方の本人確認書類（顔写真付き）

◇亡くなられた方の住民票除票の請求について

請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や、官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

なお、亡くなられた方の住民票除票にマイナンバーの記載はできませんので、マイナンバーカードや通知カード、個人番号通知書で確認してください。

【必要なもの】

- ・窓口に来る方の本人確認書類
- ・委任状（利害関係者からの依頼により代理人が請求に来る場合）
- ・利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料

【疎明資料の例】

①相続手続きの場合

請求者が相続人であることが確認できる戸籍謄本など

②死亡保険金の受取の場合

請求者が受取人として記載されている保険証書など

③未支給年金や遺族年金の請求の場合

住民票除票が必要と記載された資料や請求者と死亡者の関係がわかる書類（戸籍謄本など）

※ただし、市の住民登録情報や戸籍の情報により死者と請求者の関係が確認できる場合は不要です。

◇死亡届書の記載事項証明書について

死亡届書の記載事項証明書の交付には制限があり、遺族年金の請求など法令によって記載事項証明書の提出が義務付けられている手続き以外での請求では交付ができませんのでご注意ください。詳しくは、担当にお問い合わせください。

※手続きの中には死亡診断書（死亡届書の右半面）の写しで対応できるものもありますので、届出前にコピーをとられることをお勧めします。

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード、通知カードを持っていた

手続き カードの返納または破棄 ※不要となつた方

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもって廃止となります。 亡くなられた方についての手続きでマイナンバーが必要となる場合がありますので、すべての手続きが完了してから返納または破棄してください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード	市民課 ☎ 019-656-6512

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって登録抹消となります。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 019-656-6512

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収しています。	なし
※保険年金課または東部出張所への返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等 （限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 019-656-6528

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
※職場等の健康保険被保険者だった方が資格喪失後3か月以内に亡くなられた場合は、従前に加入していた健康保険からの葬祭費の支給かどちらかを選択することができます。	手続き可能な人
必要なもの	葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 019-656-6528

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に法定相続人により申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳等	相続人
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 019-656-6528

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き④ 相続人による相続人代表者指定(変更)届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の国民健康保険税の未納分または還付分について、相続人代表を立てていただく必要があります。窓口で相続人代表者指定(変更)届出書の提出をしてください。 ※提出がない場合、相続人調査を行った上、相続人全員へ、関する通知を送付する場合があります。	約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎ 019-656-6570

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収しています。 ※保険年金課または東部出張所への返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書等 （限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）	保険年金課 ☎ 019-656-6529

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が資格喪失後3か月以内に亡くなられた場合は、従前に加入していた健康保険からの葬祭費の支給かどちらかを選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
手続き可能な人	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課 ☎ 019-656-6529

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者の申立て申請

手続き詳細	期 限
<p>相続人代表者による次の①～③の申立て申請ができます。</p> <p>①被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合の受領について ②保険料が納めすぎとなり還付される場合の受領、あるいは未納分の保険料の支払いについて ③保険料の未納または還付に関する通知や、高額療養費等の未支給分に係る通知の送付先について（一人暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は特にご提出ください。）</p> <p>※郵送手続き可。ご連絡いただければ申請書をお送りします。</p>	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳等	相続人
問い合わせ先	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 019-656-6529

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	14日以内
※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（顔写真付きのもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	保険年金課 ☎ 019-656-6531

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	10日以内
※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	盛岡年金事務所 ☎ 019-623-6211

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	各共済組合へお問い合わせください
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	ご遺族の方

農業者年金に加入または受給していた

手続き 死亡の届出・未支給年金請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住所地のJAで手続きをしてください。 亡くなられた方に支払われるはずだった年金（未支給年金）がある場合は、ご遺族に支払われます。	10日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日がわかる書類【戸籍（除籍）謄本、住民票除票または死亡診断書のコピーのいずれか1つ】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との関係がわかる書類【戸籍（除籍）謄本、改製原戸籍謄本、住民票または法定相続情報一覧図のいずれか1つ】 <input type="checkbox"/> 農業者年金証書（紛失した場合は窓口で対応可） <input type="checkbox"/> 未支給年金の振込口座がわかるもの（金融機関の指定なし）	親族など 新岩手農業協同組合 019-684-2211 農業委員会事務局 019-656-6595

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
手続き可能な人	
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	収納課 ☎ 019-656-6573

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話で口座振替の停止を申し出てください。	できるだけすみやかに
手続き可能な人	
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	収納課 ☎ 019-656-6573

MEMO

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定(変更)届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定(変更)届出書」に必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定(変更)届出書」が提出されない場合、相続人調査を行った上、相続人全員へに関する通知を送付する場合があります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	相当な期間(概ね3か月)
手続き可能な人	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課  019-656-6570

MEMO

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届出書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更する届出をしてください。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。	相続が発生した年内
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要	税務課 ☎ 019-656-6571
【法定相続人以外の方が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど	盛岡地方法務局 ☎ 019-624-1141

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両は、必ず廃車の手続きをしてください。	死亡日の属する年度末まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	どなたでも可能
問い合わせ先	
税務課 ☎ 019-656-6570	

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	死亡日の属する年度末まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	どなたでも可能
問い合わせ先	
税務課 ☎ 019-656-6570	

5. 介護に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 ☎ 019-656-6522

介護認定の申請中だった（認定結果が出ていない）

手続き 要介護認定申請取下げ届の提出

手続き詳細	期 限
介護認定の申請中で、認定の結果が出る前に申請対象者が亡くなられた場合、要介護認定申請取下げ届の提出が必要な場合があります。 詳細はお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	家族またはケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 ☎ 019-656-6522

5. 介護に関する手続き

介護保険料を納付または年金から天引きされていた

手続き 法定相続人による還付依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市から亡くなられた方の法定相続人へ保険料の未納または還付に関する通知を送付する場合があります。 なお、既に還付依頼書を提出されていて、亡くなられた後も振込口座に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。	なし
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 法定相続人の振込先口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）	高齢者福祉課 ☎ 019-656-6521

家族介護用品（紙おむつ）の支給を受けていた

手続き 高齢者福祉課へ連絡

手続き詳細	期 限
市から紙おむつの支給を受けていた方が亡くなられた場合は、高齢者福祉課へ連絡してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 ☎ 019-656-6521

6. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	どなたでも可
	問い合わせ先 地域福祉課 ☎ 019-656-6517

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は障害児福祉手当未支払手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払い分の手当があれば請求の手続きをしてください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 認印	親族 問い合わせ先 地域福祉課 ☎ 019-656-6517

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は特別障害者手当未支払手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払い分の手当があれば請求の手続きをしてください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 認印	親族 問い合わせ先 地域福祉課 ☎ 019-656-6517

6. 福祉(障がい)に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き

**特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(受給者の変更を行う場合は認定請求書の提出)**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給者の変更を行う場合は認定請求の手続きをしてください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者の変更を行う場合】 <input type="checkbox"/> 受給者の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 振込口座の通帳の写し(受給者名義) <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 世帯全員分のマイナンバーが確認できるもの	親族
必要なもの	問い合わせ先
	地域福祉課 ☎ 019-656-6517

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きをしてください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給者と対象児童分のマイナンバーが確認できるもの	親族
必要なもの	問い合わせ先
	地域福祉課 ☎ 019-656-6517

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	すみやかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	地域福祉課 ☎ 019-656-6517

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

心身障害者扶養共済制度を利用していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入または受給していた状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。事前にお問い合わせください。	すみやかに
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 地域福祉課 ☎ 019-656-6517

MEMO

重度心身障がい者医療費受給者証を交付されていた

手続き

重度心身障がい者医療費受給者証の返却及び資格喪失届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費給付を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし 手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳等 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書	保険年金課 ☎ 019-656-6530

福祉タクシー助成券を利用していた

手続き

未使用分の福祉タクシー助成券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー助成券を利用していた場合、未使用分の福祉タクシー助成券があれば返還してください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー助成券	地域福祉課 ☎ 019-656-6517

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなれた場合には通所受給者証を返却してください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	地域福祉課 ☎ 019-656-6517

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	地域福祉課 ☎ 019-656-6517

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更の手続きをしてください。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証を返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	どなたでも可

在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成を受けていた

手続き 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成を受けていた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、未支払の児童手当及び受給者の変更について手続きをしてください。	死亡日が属する月の月末 (死亡日が月末に近い場合は、死亡日の翌日から15日以内)
必要なもの	問い合わせ先
<p>【新しく児童を監護する方】</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険証の写し（児童が3歳未満の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードの写し</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号確認書類及び身元確認書類）</p> <p>【未支払の児童手当を受ける児童】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童名義の通帳またはキャッシュカードの写し</p> <p>※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>子育て課 ☎ 019-656-6520</p>

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅または額改定届の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象となる児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月をもって児童手当支給事由が消滅となります。なお、他に児童手当の支給対象となる児童がいる場合は、手当の減額の手続きをしてください。	すみやかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類	<p>手続き可能な人</p> <p>受給者</p> <p>問い合わせ先</p> <p>子育て課 ☎ 019-656-6520</p>

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失の届出及び死亡の届出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、児童扶養手当の受給資格が喪失となり、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払の手当がある場合は、手当の請求をしてください。	14日以内 手続き可能な人 親族など
必要なもの 【受給者死亡の届出をする方】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 【未支払の児童扶養手当を受ける児童】 <input type="checkbox"/> 児童名義の通帳またはキャッシュカードの写し ※きょうだいがいる場合は、年長の児童が請求者となります。	問い合わせ先 子育て課 ☎ 019-656-6520

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失の届出及び死亡の届出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の支給対象となる児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月をもって受給資格が喪失となります。なお、他に児童扶養手当の支給対象となる児童がいる場合は、手当の減額の手続きをしてください。	すみやかに 手続き可能な人 受給者
必要なもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	問い合わせ先 子育て課 ☎ 019-656-6520

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き 子ども医療費受給者証の返納、資格喪失届提出

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続きは東部出張所でも受け付けています。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費受給者証	保険年金課 ☎ 019-656-6530

ひとり親家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き ひとり親家庭医療費受給者証の返納、資格喪失届提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭医療費受給者証	保険年金課 ☎ 019-656-6530

未熟児養育医療券を交付されていた

手続き 未熟児養育医療券の返納

手続き詳細	期 限
未熟児養育医療券を交付されていた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
手続き可能な人	
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の未熟児養育医療券	保険年金課 ☎ 019-656-6530

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 名義変更または使用中止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水道使用者の名義人の場合、名義変更または使用中止の手続きをしてください。 また、料金の支払に口座振替を利用しており、振替口座の変更が必要な場合は、振替を希望する金融機関の窓口で手続きを行ってください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<p>【水道使用者の名義が変わる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 給水装置使用者（住所）変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 認印</p> <p>【水道の使用を中止する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 水道使用中止届</p> <p>※電話でも手続き可能です。</p> <p>【振替口座を変更する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 銀行届出印</p> <p><input type="checkbox"/> 水栓番号のわかるもの（領収書、検針のお知らせ等）</p> <p>※取扱金融機関は、市ホームページを確認してください。</p> <p>※市上下水道部、滝沢市上下水道お客様センターでは手続きできません。</p>	親族、同居者または次の使用者が望ましい
問い合わせ先	滝沢市上下水道 お客様センター ☎ 019-908-2888

手続き② 給水装置の所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
家の相続等により、給水装置の所有者が変更となる場合は、所有者変更の手続きをしてください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 認印</p>	相続される方が望ましい
問い合わせ先	問い合わせ先
	施設課（給配水担当） ☎ 019-656-6579
	滝沢市上下水道 お客様センター ☎ 019-908-2888

公共下水道に接続し、自家水を使用していた

手続き 世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
自家水（井戸水等）を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きをしてください。 自家水と水道を併用して使用している場合も同様に、世帯人数の変更手続きをしてください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 公共下水道使用変更届 <input type="checkbox"/> 認印	親族、同居者または次の使用者が望ましい 問い合わせ先 経営課 ☎ 019-656-6609

公共下水道事業受益者負担金（分担金）を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
公共下水道事業受益者負担金（分担金）を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをしてください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 滝沢市下水道事業受益者変更届書	相続される方 問い合わせ先 経営課 ☎ 019-656-6609

9. 土地に関する手続き

農地を相続した

手続き 相続の届出

手続き詳細	期 限
<p>農地を相続された場合は、農業委員会に届出をしてください。</p> <p>※農地とは、地目が「田」や「畠」となっている土地です。ただし、地目が「原野」や「雑種地」でも農地として登録されている場合がありますので、農業委員会で確認をしてください。</p>	相続登記後すみやかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法3条の3の規定による届出書【HPで取得可】 <input type="checkbox"/> 登記が確認できる書類【「全部事項証明書」や「登記完了証」】	農業委員会事務局  019-656-6595

農地の貸借をしていた

手続き 契約者の変更手続きなど

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地の貸借契約を行っていた場合、農業委員会で変更手続きをしてください。	できるだけすみやかに
必要なもの	問い合わせ先
※賃借料が発生している場合 <input type="checkbox"/> 振込口座、振替口座などがわかるもの	農業委員会事務局  019-656-6595

道路の占用許可を受けていた

手続き 占用許可の変更または廃止手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけすみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 占用許可書（添付資料含）の写し	どなたでも可

河川用地または水路用地の占用許可を受けていた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけすみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 占用許可書（添付資料含）の写し	どなたでも可

10. 家屋に関する手続き

家財整理をしたい

手続き 清掃センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
清掃センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類と搬入する方の本人確認書類を持参し、受付に提示してください。 ※清掃センターで処分できない物があります。詳しくはごみ収集カレンダーを確認してください。 ※滝沢市外のごみは搬入できません。	なし
手続き可能な人	
親族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等） <input type="checkbox"/> 搬入する方の本人確認書類	滝沢清掃センター  019-688-2464

MEMO

空き家を管理、利活用したい

手続き 空き家の適正管理、利活用

手続き詳細	期 限
空き家となる場合は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理をしてください。	なし
空き家を売却や賃貸で活用する場合は、「空き家バンク制度」を利用できます。また、除却や利活用に係る補助金を活用できる場合があります。詳細はお問い合わせください。	手続き可能な人 空き家の所有者
<p>【空き家バンクへの登録】</p> <p><input type="checkbox"/> 空き家バンク制度登録申込書</p> <p><input type="checkbox"/> 空き家バンク制度登録申込に係る同意書兼誓約書</p> <p><input type="checkbox"/> 空き家バンク制度登録カード</p> <p>※その他、空き家の所有権を有することを証する書類等が必要となります。詳細はお問い合わせください。</p>	問合わせ先 都市政策課 ☎ 019-656-6542

空き家として放置すると、思わぬ責任を問われる可能性があります！



空き家からの落下物等が原因で通行人等に被害があった場合、所有者や相続人などに損害賠償請求される危険があります！

まずは空き家が危険でないか状態を確認しましょう。また、今後使う予定がない場合は、売却や解体など、早めの処分を検討しましょう。

外壁材等の落下により、11歳の男児(小学校6年生)が死亡した場合を想定した試算



約5,600万円
の損害

人身損害	損害区分	損害額
	死亡逸失利益	3,400万円
慰謝料		2,100万円
葬儀費用		130万円
合計		5,630万円

公益財団法人 日本住宅総合センターによる試算

11. その他の手続き

火葬場使用料が3万円を超えた

手続き 火葬場使用料給付金の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が滝沢市の住民であった場合、申請により火葬場使用料の3万円を超える部分について給付金を支給します（上限2万円、千円未満は切捨て）。	すみやかに
例 （使用料） （給付金） 43,200円 ⇒ 13,000円 50,000円 ⇒ 20,000円	手続き可能な人 亡くなられた方の火葬許可を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 火葬場使用料給付金支給申請書兼請求書 <input type="checkbox"/> 火葬許可証の写し（火葬場管理者の印、火葬執行日時の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 火葬場使用料の領収書（原本。コピーをとって返却します） <input type="checkbox"/> 申請者の認印 <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかるもの（申請者以外の口座でも可）	市民課 ☎ 019-656-6512

飼い犬の登録をしていた

手続き 飼い主の変更

手続き詳細	期 限
飼い主が亡くなられた場合、変更登録の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 新しい飼い主となる方
必要なもの	問い合わせ先
個別の状況に応じてご案内します。	環境課 ☎ 019-656-6510

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納または更新通知停止手続き	盛岡西警察署 ☎ 019-645-0110 (代表) 盛岡運転免許センター ☎ 019-606-1251
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
特定医療費（指定難病）	<input type="checkbox"/>	管轄保健所へお問い合わせください。	県央保健所 保健課 ☎ 019-629-6573
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
個人型確定拠出年金（iDeCo）	<input type="checkbox"/>	死亡一時金の請求手続き	選択していた年金の運営管理機関（金融機関等）
NISA口座	<input type="checkbox"/>	非課税口座開設者死亡届	口座を開設している金融機関
株式	<input type="checkbox"/>	株式の相続手続き	取引先の証券会社
住宅ローン	<input type="checkbox"/>	保険金による債務弁済手続きまたは債務の相続手続き	現在返済中の金融機関（融資の申し込み先の金融機関）
普通自動車	<input type="checkbox"/>	自動車税	盛岡地方振興局 県税部 ☎ 019-651-3111 (代表)
普通自動車 126cc以上のバイク	<input type="checkbox"/>	名義変更等	東北運輸局岩手運輸支局 ☎ 050-5540-2010
軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更等	軽自動車検査協会岩手事務所 ☎ 050-3816-1833

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	盛岡税務署 ☎ 019-622-6141 (代表) ☎ 0570-00-5901 (電話相談:ナビダイヤル)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	盛岡地方法務局 ☎ 019-624-1141 (代表)
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
			各契約会社
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

改葬・墓じまいの手続きについて

1 改葬先の選定・確保

新しく墓地を購入するなど改葬先を決めます。また、改葬元との墓地の使用終了に関する打合せが必要な場合があります。

2 改葬許可申請書類の準備

環境課に備え付けの改葬許可申請書（市のHPからダウンロード可）に必要事項を記入してください。

- ・改葬許可申請書・許可証（様式第14号）
- ・改葬対象者一覧表（様式第15号）

3 現在の墓地などの管理者からの「埋蔵等の証明」の受取

改葬許可申請書の所定の欄に墓地管理者から埋葬、埋蔵または収蔵の証明を申請書の所定の欄に記入してもらってください。

4 改葬許可の申請

改葬許可申請を滝沢市（環境課）へ提出し、改葬許可証を受け取ります。

5 遺骨の取り出し

改葬許可証を現在の墓地等管理者へ提示して、遺骨を取り出します。（その際、改葬許可証を渡さないでください。新しい墓地で必要になります。）

6 新しい墓地等への埋蔵・収蔵

改葬先の墓地等管理者に「改葬許可証」を提出し、遺骨を埋蔵してください。

担当課・問い合わせ先

環境課 ☎ 019-656-6510

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所に確認してください。

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

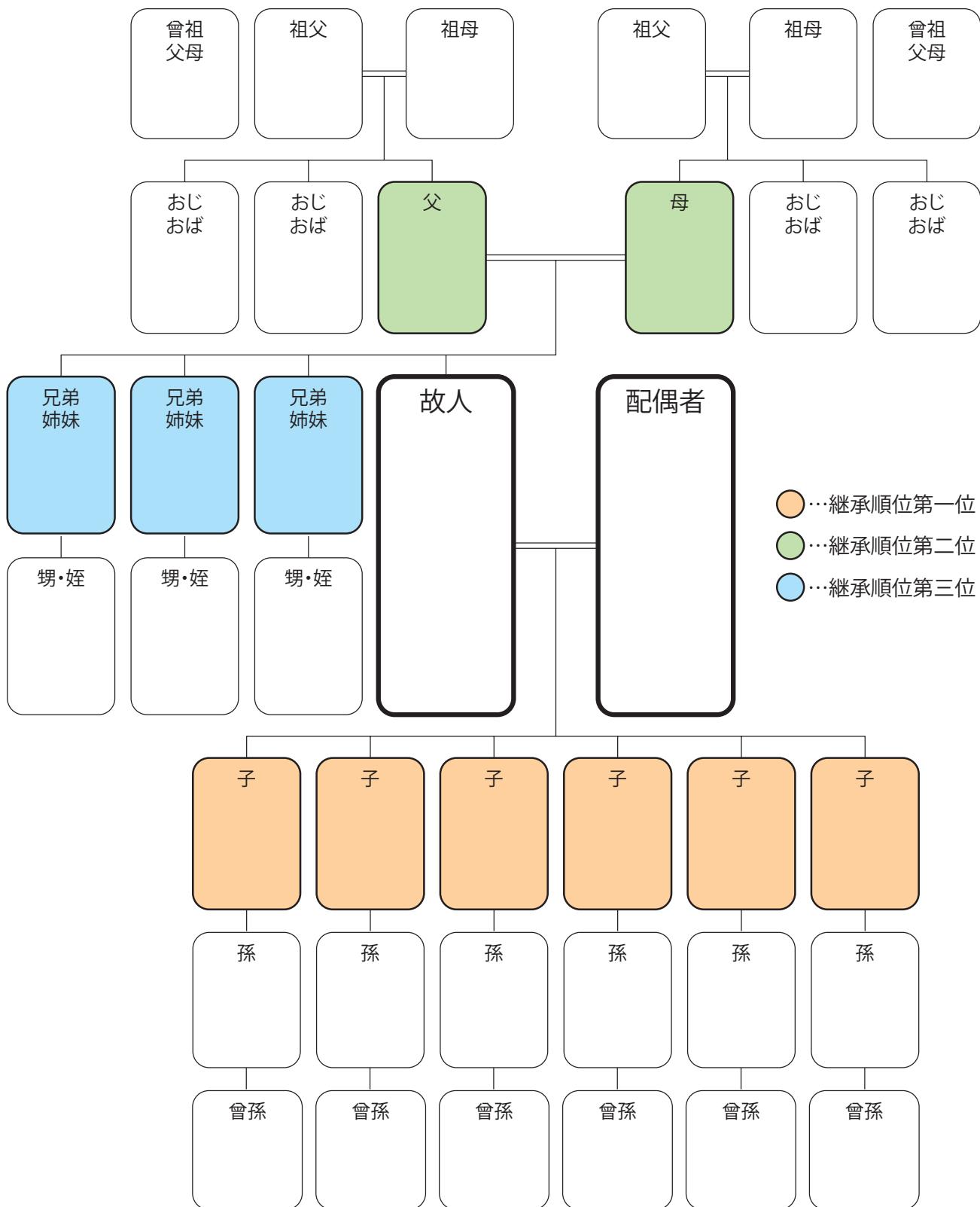
各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から**
3年内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

MEMO

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

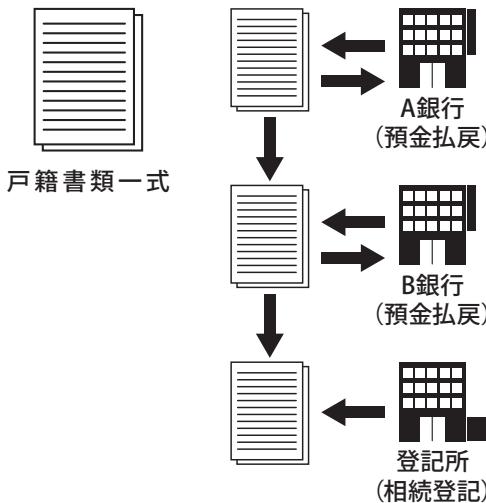
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

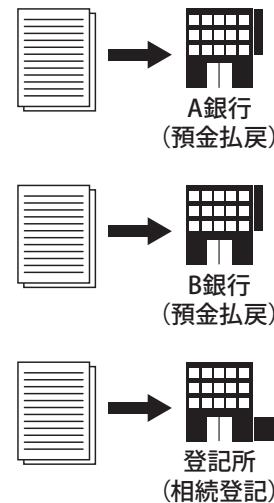
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

※コピーしてお使いください

委任状

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)滝沢市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

土地・建物の査定・買取りなら

(株)岩手都市開発に
お任せください!

解体工事・
家財道具
処分不要

隣地立会
測量不要

秘密
厳守

創業47年

当社が責任を持って対応致します。



買取価格を提案します!!
現状の状態で買取ります!!

価格査定無料

不動産買取りの事はなんでもご相談ください

「土地・建物の権利証の紛失や空家のカギ紛失」
「残債務が残っている」

その他ご要望やお悩み事がありましたらご相談ください。
遠方の方でも対応いたします。



宅地建物取引業免許 岩手県知事(11)第1257号

ゆたかな街づくりをめざす

株式会社 **岩手都市開発**

TEL 019-662-7771



FAX 019-662-7772 E-mail: fudousan@iwate-toshikaihatsu.jp

盛岡市山岸四丁目9番1号 詳しくはWEBで検索▶

岩手都市開発 検索

※条件等ご希望にお答えできない場合がございます。

滝沢市の
ご遺族の皆様へ
心の整理のお手伝い

**遺品整理
生前整理
片付け・処分**

こんなお悩みに寄り添います!

- 何から手を付けたらいいのかわからない…
- 家族だけでは手に負えない…
- 時間もないけど、自分達のペースでやりたい…

お気軽にお問い合わせください。

019-651-5326

受付時間：平日9時～17時

 **開運興業**
KAIUN KOGYO

有限会社開運興業

盛岡市大通3-9-19 E-mail: info@kaiunkogyo.com

<https://kaiunkogyo.com> 開運興業 滝沢



■滝沢市一般廃棄物収集運搬許可番号 滝沢セ指令第1521012号 ■遺品整理士認定 第IS09222 ■古物商許可番号 岩手県公安委員会 第211010001275 ■産業廃棄物収集運搬業 00311000625

滝沢市の住民の皆様

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続税申告

生前贈与

確定申告

法定相続情報一覧図作成

相続対策コンサルティング



当事務所では、相談者様・依頼者様の抱えている相続問題を丁寧に紐解いていき、ご納得いただける形での申告手続き、生前対策を徹底して参ります。申告漏れ・税務調査・二次相続などに関してご不安をお抱えの方にもわかりやすくご説明を行い、不安の解消に努めて参ります。相続税申告・生前対策に関してお悩みの方は、ぜひ一度当事務所までご相談ください。



税理士 伊藤惠悦

〒020-0866

岩手県盛岡市本宮二丁目4番24号

伊藤惠悦税理士事務所

019-635-0563

営業時間：平日 8:30 ~ 17:00

盛岡駅より 徒歩20分(1600m)

仙北町駅より 徒歩15分(1200m)

※バスでお越しの際は「盛南大橋南」「本宮小学校前」が便利です。



～遺品整理、家財処分、不動産の相続相談～

故人の遺品、御愛用品をお客様のご依頼の元弊社の遺品整理士が整理、適正処理のお手伝いをさせて頂きます。

家財の一括処分から不動産の相続、運用売却まで一括しご相談承ります。

- 遺品整理・家財一括処分
- 一般・産業廃棄物収集運搬
- 不動産の相談、査定買取
- 空家の管理、運用のご相談



丸高商事 4つ のお約束

- 1.お客様の個人情報、プライバシーについて細心の注意保護をお約束いたします。
- 2.お見積りご相談は無料、家財1つ細かなことからご相談承ります。
- 3.料金諸費用はしっかりと御説明いたします。ご不明な点はお気軽にご相談ください。
- 4.他社様との比較、あい見積もりお断りいたしません。

※本誌ご持参で家財処分お見積り金額の10%お値引きいたします。
※本誌ご持参で成約時不動産仲介手数料から10%お値引きいたします。



お問い合わせ

遺品整理・家財処分 8:00~17:00 日曜定休



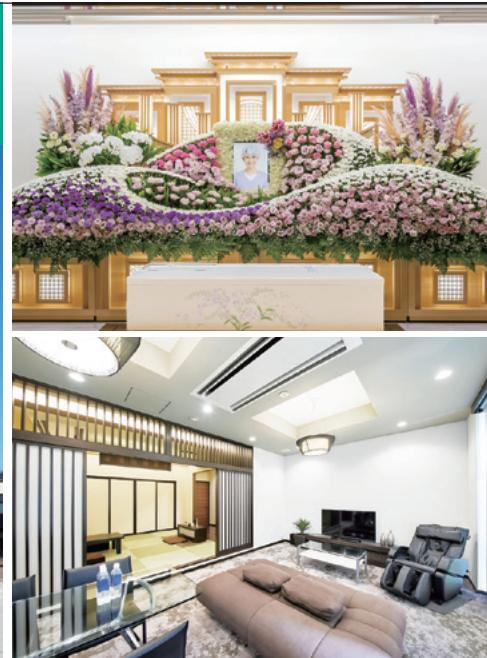
TEL019-647-5335

不動産・相続 9:30~17:00 日祝定休

TEL019-641-6821



生きる、お葬式。



※写真はイメージです。

館内見学・事前相談承ります。

0120-008-666

■ 盛岡典礼会館
■ 盛岡西典礼会館

■ 盛岡北典礼会館
■ 三ツ割典礼会館

■ 盛岡南典礼会館
■ 矢巾典礼会館

相談無料

365日24時間対応

HPはこちら /



株式会社サンファミリー

TEL020-0839 盛岡市津志田南 3-14-65

サンファミリー

典礼会館



何から手をつけていいか
全然わからない…

平日は働いているので、
役所の手続きが大変！



遺産分割の話し合いは済んだけど、
その後はどうすれば良いの…？



相続手続き

何から始めればいいのか
お悩みの方へ



- ✓ 地元**滝沢市**出身、在住
- ✓ **土日祝日**相談可
- ✓ 自宅等への**出張**可
- ✓ 初回相談**無料**、秘密厳守



滝沢市での相続手続き、
地元の専門家が丁寧に
お手伝いします

はじめまして、行政書士の岡 武と申します。
滝沢市の皆さまの「相続」や「遺言」に関するお困りごとを、やさしく丁寧にサポートいたします。
初めての手続きでも安心してご相談いただけるよう、
わかりやすくご説明します。身近な相談相手として、
どうぞお気軽にお声かけください。

相続人調査



財産調査



銀行、不動産等

遺産分割協議書作成



遺言書の作成サポート

生前対策相談



行政書士おか法務事務所
019-601-2679

行政書士 岡 武 (おかたける)

〒020-0611 滝沢市巣子II55-18 DCM巣子店うら

営業時間 9:00~18:00 定休日 土・日・祝日

メールアドレス oka-h@kfa.biglobe.ne.jp

何から手をつけたらいいのか
分からぬという状態でも
構いません。
まずはご相談ください！



岩手県行政書士会所属 登録番号第22031070号

中古住宅・土地

エストエストが買い取ります



エストエスト 買取



0120-466-505

村松国明
取締役社長

不動産売却専門店 エストエスト

岩手県知事(4)第2348号
(一社)岩手県宅地建物取引業協会会員
東北地区不動産公正取引協議会加盟

岩手県盛岡市本宮4丁目33-8
TEL.019-681-2550
FAX.019-681-2551
営業時間/10:00~18:00
定休日/水曜日・祝日
<https://www.estest-baikyaku.com/>
e-mail:info@estest.co.jp
運用元:株式会社エストエスト

買取のお問い合わせ



土地・中古住宅専門店
エストエスト



みなさまの不動産のお悩みを解決いたします。お気軽にご相談下さい。

本誌をご持参いただいた方は、不動産売買契約成立時の仲介手数料から10%お値引きさせていただきます。

e-mail info@katsumi-e.co.jp
http://www.katsumi-e.co.jp
645-4343
盛岡市月が丘1丁目26-54

売買

賃貸

管理

謹んでお悔やみ申し上げます。

相続された不動産について
空き家のご売却、貸家としてのご活用
などお気軽にご相談ください。

有限会社
かつみ不動産

岩手県知事免許(10)第1586号

019-645-4343

FAX:019-645-4344

岩手県盛岡市月が丘1丁目26-54

営業時間:9:00~18:00 (日曜日10:00~14:00)

定休日:第3日曜日

ホームページ

かつみ不動産 盛岡 | 検索

URL:<https://www.katsumi-e.co.jp>

MAIL:info@katsumi-e.co.jp



相続のこと ご相談ください

家庭裁判所出身の行政書士です



相続は何から始めたらいい？



誰に相談したらいいの？

遺産分割協議書ってどう作るの？

遺言書を作ったほうがいいのかな？

相続を専門的に扱っています
お客様の立場になって、全力で対応いたします

相続に
携わって
25年

他士業
との
スムーズな
連携

土日祝
夜間
対応可

初回面談
無料

＼話しやすいって言われます／



行政書士わこう法務事務所

TEL : 080-9611-9591

〒020-0134 盛岡市南青山町9-21-A (滝沢市役所からすぐ)
岩手県行政書士会所属 若生徹也

ホームページは
こちらから



発 行 滝沢市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025年12月